議案第４２号

ひたちなか市建築基準条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市建築基準条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和６年　３月　４日　提出

ひたちなか市長　大　谷　　　明

令和　年　　月　　日　議決

ひたちなか市条例第　　号

ひたちなか市建築基準条例の一部を改正する条例

ひたちなか市建築基準条例（平成１２年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１４条ただし書中「主要構造物」を「特定主要構造部」に改める。

第３２条第２項中「当該部分」の次に「の特定主要構造部」を加える。

第３９条第１項ただし書中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第４８条第２項ただし書中「建築物」の次に「の特定主要構造部」を加える。

付　則

この条例は，令和６年４月１日から施行する。

参考資料

ひたちなか市建築基準条例新旧対照表

旧	新	備考
（共同住宅等の設置禁止） 第１４条　共同住宅又は寄宿舎（以下「共同住宅等」という。）の用途に供する建築物で，その用途に供する部分の床面積の合計が１００平方メートルを超えるものは，次の各号のいずれかに該当する建築物の上階に設けてはならない。ただし，これらの用途に供する部分の主要構造物が耐火構造である場合は，この限りでない。 （１）～（３）　略 （公衆浴場の浴室） 第３２条　略 ２　建築物の一部を，床面積が３００平方メートル以上の公衆浴場の用途に供する場合は，当該部分を耐火構造としなければならない。 （側面空地） 第３９条　興行場等の用途に供する部分を持つ建築物の周囲には，幅２メートル以上の側面空地を設けなければならない。ただし，主要構造部が耐火構造で，開口部に法第２条第９号の２ロに規定する防火設備を設けた場合は，この限りでない。 ２・３　略 （舞台部の各室の区画避難） 第４８条　略 ２　舞台部の上部には，控室，物置場その他これらに類するものを設けてはならない。ただし，興行場等の用途に供する部分を持つ建築物が耐火構造であり，かつ，舞台の上部が防火上安全な構造である場合は，この限りでない。 ３　略	（共同住宅等の設置禁止） 第１４条　共同住宅又は寄宿舎（以下「共同住宅等」という。）の用途に供する建築物で，その用途に供する部分の床面積の合計が１００平方メートルを超えるものは，次の各号のいずれかに該当する建築物の上階に設けてはならない。ただし，これらの用途に供する部分の特定主要構造部が耐火構造である場合は，この限りでない。 （１）～（３）　略 （公衆浴場の浴室） 第３２条　略 ２　建築物の一部を，床面積が３００平方メートル以上の公衆浴場の用途に供する場合は，当該部分の特定主要構造部を耐火構造としなければならない。 （側面空地） 第３９条　興行場等の用途に供する部分を持つ建築物の周囲には，幅２メートル以上の側面空地を設けなければならない。ただし，特定主要構造部が耐火構造で，開口部に法第２条第９号の２ロに規定する防火設備を設けた場合は，この限りでない。 ２・３　略 （舞台部の各室の区画避難） 第４８条　略 ２　舞台部の上部には，控室，物置場その他これらに類するものを設けてはならない。ただし，興行場等の用途に供する部分を持つ建築物の特定主要構造部が耐火構造であり，かつ，舞台の上部が防火上安全な構造である場合は，この限りでない。 ３　略	